

新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則及び新潟市単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年 1 2月 2 7日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第 60 号

新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則及び新潟市単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則(令和2年新潟市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第15条(見出しを含む。)中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第17条を第19条とする。

第16条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、「前条」を「第16条」に改め、同条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

(勤勉手当の基準日に在職する職員から除外される職員)

第16条 条例第17条の2第1項の規則で定める職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の職員
- (2) 基準日前1箇月以内に給与条例適用職員であった者で、給与条例第23条第1項後段の規定により当該基準日に該当する勤勉手当の支給を受けることとなる職員
- (3) 基準日時点における会計年度任用職員としての任用期間(基準日以前に基準日が属する会計年度に会計年度任用職員として任用された期間を含む。)及び第14条第3項の規定により在職期間に通算する期間の合計が6月未満の職員
- (4) 前3号に規定するもののほか、期末勤勉手当規則第17条各号に該当する職

員

(勤勉手当の支給割合)

第17条 条例第17条の2第3項に規定する勤勉手当の支給割合は、給与条例適用職員の例による。

(新潟市単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 新潟市単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与に関する規則(令和2年新潟市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。